

令和七年度 全国労働衛生週間 岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和二十五年から毎年実施しており、今年で七十六回目になります。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇し、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者の割合が増加しております。また、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、なかでも熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因によるものが増加している傾向にあります。職場における健康管理はもとより、治療と仕事の両立支援、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要になります。

さらに、化学物質対策では、国が行う化学品の危険性・有害性の分類の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度が令和六年度に全面的に施行されており、今後も対象となる化学物質の数は順次拡大が予定されています。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンとし、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしております。

岩手労働局におきましても、第十四次労働災害防止計画において「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等を重点事項として掲げ、取組を進めておりますが、各事業場におかれましては、九月一日から三十日までの準備期間、十月一日から七日までの本週間に、職場巡視や労働衛生旗・スローガンの掲示、有害物等の漏洩事故等を想定した訓練等に取り組みられるようお願いいたします。

本週間に契機として、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層促進されることにより、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたします。私からのメッセージといたします。

令和七年九月一日

厚生労働省 岩手労働局長

白石 好春